

武蔵野大学ボランティアセンター ボランティア活動実施に関するガイドライン

武蔵野大学ボランティアセンターに登録を希望する場合は、以下の内容を確認の上、登録してください。

1. ボランティアセンター事業の範囲

- ・ボランティア活動に関する学生等への情報提供及び学生の派遣
- ・ボランティアに関する研修・教育等の企画・運営
- ・学内外のボランティア活動情報の収集、関連団体との連携、活動時の危機管理等

2. 紹介できる活動

本センターでは以下の（１）から（６）のすべてに該当し、団体登録が認められたボランティア団体の活動を在学生に紹介します。

- （１）学生本人の意思で参加できる活動
- （２）営利を目的としない活動
- （３）公益性及び公共性の高い活動
- （４）活動にあたり、安全性に問題がないと判断される活動
- （５）受け入れた学生に対し、教育的配慮を伴った対応がされる活動
- （６）学生が行う取り組みとして、本センター運営委員会が適当だと判断した活動

3. 取り扱わない活動

本センターでは、参加する学生の安全・安心を考え、以下のいずれかに該当する活動については取り扱わないこととします。

- （１）各種法令に反する活動
- （２）公序良俗に反すると判断される活動
- （３）反社会的勢力が関係する活動
- （４）政治活動や建学の精神に関係のない宗教活動に関する内容を含む活動 ※1
- （５）営利を目的とした活動
- （６）有償の活動（交通費・食費など費用弁償程度の支給は無償とみなす）
- （７）本来有資格者によってなされるべき活動（例：業務独占資格である看護師業務等）
- （８）危険が伴う活動（車、バイク、自転車等の運転等含む）
- （９）精神的・肉体的苦痛が心配される活動
- （１０）人命にかかわることが予想される活動（水泳監視、ベビーシッター、病人介護等）
- （１１）当事者と学生ボランティアだけでおこなう活動（危機管理体制が不明瞭な活動）
- （１２）その他、学生が行う取り組みとして不適当と判断される活動

※1 武蔵野大学ボランティアセンターが認めた活動は除きます。

4. ボランティア受入れ団体との申し合わせ

ボランティア受入れ団体と本学ボランティアセンターとは、以下の点を申し合わせ事項として確認しております。

- ・参加申込をした学生に対し活動内容や条件等を提示し、その内容について両者の間で合意の上、活動を始めること。
- ・活動を始める前に、オリエンテーション等を実施し、活動に必要な情報や留意点をあらかじめ伝達し、活動が始まった後には、必要に応じて研修や支援等を行うこと。
- ・ボランティア活動中は、各団体ボランティア担当スタッフとともに活動を行うこと。
- ・ボランティア活動を行う際には、参加申込をした学生がボランティア保険に加入していることを確認してから活動を始めること（団体としてボランティア保険に加入する場合も含む）。
- ・活動時間は、休憩を入れて1日8時間、週28時間を超えないものとする。（外国人留学生の資格外活動における就労時間に準拠）。
- ・22時以降の深夜活動は禁止とする。
- ・ボランティア活動の単位認定を希望する場合、計画書の提出が必要となるため、必要に応じて活動証明書の発行もしくは本学指定の「ボランティア活動報告書」へ記名押印を依頼することがある。

5. 活動をする際の注意事項

- ・挨拶をはじめ、最低限のマナーや約束を守るなど、武蔵野大学生としての自覚をもって活動すること。
- ・遅刻や欠席をしてしまう場合は、必ず受け入れ先に連絡をすること。
- ・活動中、万が一危険を感じたり、本ガイドラインに反していると感じた場合はすぐに本ボランティアセンターに相談をしてください。

6. 登録に関するお問い合わせ

武蔵野大学ボランティアセンター

E-mail : v_center@musashino-u.ac.jp

- ・有明キャンパス1号館1階 学生支援課内 TEL : 03-5530-7334 (平日 8:45~17:00)
- ・武蔵野キャンパス6号館1階 武蔵野学生支援課内 TEL : 042-468-3353 (平日 8:45~17:00)